

議案第157号

京丹後市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

京丹後市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和2年11月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

国の令和2年の人事院勧告による期末手当の改定に準拠して、一般職の職員の期末手当を改定するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(京丹後市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 京丹後市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第72号</p> <p>第1条～第17条 (略) (期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の110</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第18条の2～第28条 (略)</p>	<p>京丹後市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第72号</p> <p>第1条～第17条 (略) (期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第18条の2～第28条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第72号</p> <p>第1条～第17条 (略) (期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第18条の2～第28条 (略)</p>	<p>京丹後市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第72号</p> <p>第1条～第17条 (略) (期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第18条の2～第28条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>